

議案第 4 号

茂原市社会教育委員の委嘱について

茂原市教育委員会は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項及び茂原市社会教育委員設置条例（昭和 47 年茂原市条例第 65 号）第 3 条の規定に基づき、茂原市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成 30 年 4 月 25 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

氏 名	選出区分（所属等）	備 考
岡澤 修	学校教育関係者	新任

任 期 平成 30 年 5 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

提案理由 委員の欠員により、新たに委員を任命するものです。